

【県内未発生期】（国内発生早期以降）
予想される状況
・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目的
1) 県内発生が遅延と県内発生早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について必要な対策を行う。 3) 県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県は県対策本部会議を開催し、国が示した基本的対処方針に基づき、県内未発生期（国内発生早期）における対策について検討し、実行する。（知事公室、医療政策部）

(1)-2 政府現地対策本部の設置

県は、国が政府現地対策本部を設置したときは、これと連携して対応する。（知事公室、医療政策部）

(1)-3 県対策本部の設置（緊急事態宣言がなされた場合）

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに県対策本部会議を開催し、変更された基本的対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を行う。

また、市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。（知事公室、医療政策部）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型

Ⅲ 各発生段階における対策【県内未発生期】

インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(2)-1 サーベイランス

- ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）
- ② 県は、国が公表する新型インフルエンザ等患者の臨床症状について情報収集し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。（医療政策部）
- ③ 県は、県内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。（知事公室、医療政策部）

(2)-2 調査研究

県は、国と連携し、発生した県内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームの派遣を要請するなどし、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する（医療政策部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ③ 県は、県民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(3)-2 情報共有

県は、引き続き、国や市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイ

ムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

- ① 県は、国の要請に基づき、相談窓口等の体制を充実・強化する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、市町村に対し、状況の変化に応じ、国が作成したQ & Aを修正して配布し、相談窓口等の体制の充実・強化を要請する。（医療政策部、関係部局）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備

- ① 県は、引き続き、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）の準備を進める。（医療政策部）
- ② 県は、国と連携し、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（医療政策部、関係部局）
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づき、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うよう学校の設置者に要請する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係部局）
- ③ 県は、国の要請に基づき、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）

(4)-2 水際対策

県は、国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(4)-3-1 予防接種（特定接種）

県及び市町村は、引き続き、地方公務員に対する特定接種を進める。（総務部、医療政策部、関係部局）

(4)-3-2 予防接種（住民接種）

- ① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町村は接種を開始するとともに、県及び市町村は、国の要請に基づき接種に関する情報提供を開始する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、国が決定した住民への接種順位に基づき、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施するよう市町村長に指示し、対象者への勧奨に努める。（医療政策部）
- ③ 県は、市町村の住民接種の実施に当たり、国と連携して、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行うために必要な支援を行う。（医療政策部）

(4)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県域において緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
 - ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。（知事公室、医療政策部、関係部局）
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（知事公室、医療政策部）
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹

底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（知事公室、医療政策部）

- ② 市町村は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（知事公室、医療政策部）

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

県及び奈良市は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう要請する。

また、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（医療政策部、関係部局）

(5)-2 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

県及び奈良市は、引き続き、次の措置を講ずる。

- ① 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員の増加、24時間体制での開設など）（医療政策部、関係部局）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（医療政策部、関係部局）

(5)-3 患者への対応等

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（医療政策部）

Ⅲ 各発生段階における対策【県内未発生期】

② 県は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。（医療政策部）

③ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（知事公室、医療政策部）

(5)-4 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（医療政策部）

(5)-5 検査体制の整備

県は、引き続き、ウイルス株の情報に基づき、保健研究センター等において、新型インフルエンザに対するPCR検査体制を確立する。（医療政策部）

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬

① 県は、引き続き、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し、適切な流通を指導するとともに、放出に備えて医薬品卸売業者等と必要な調整を行う。（医療政策部、関係部局）

② 県は、県内発生早期、県内感染期に備え、市町村や医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（医療政策部）

(5)-7 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

(5)-8 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（医療政策部）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ① 県は、引き続き、県内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策の実施の準備を要請する。
(知事公室、医療政策部)
- ② 県は、引き続き、指定地方公共機関等に対し、業務計画を踏まえ、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。(知事公室、医療政策部)

(6)-2 県民・県内事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(知事公室、産業・雇用振興部、関係部局)

(6)-3 遺体の火葬・安置

県は、引き続き、県内感染期に備え、市町村に対し火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを支援する。(くらし創造部)

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-4-1 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(知事公室、医療政策部、関係部局)

(6)-4-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。水道事業者及び水道用水供給事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフ

ルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
(関係部局)

(6)-4-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(関係部局)

(6)-4-4 サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

(6)-4-5 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係部局)
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(医療政策部)
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係部局)

(6)-4-6 生活関連物資等の価格の安定等

県は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や市町村と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)

Ⅲ 各発生段階における対策【県内未発生期】

(6)-4-7 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）